

# 佐川町立小中学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日  
佐川町教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状
2. 目標
3. 計画の期間
4. 実施する業務管理・健康確保措置の内容
5. 計画を実施する際の留意点
6. 関連する取組、今後のフォローアップについて

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

佐川町では学習指導要領において示されている理念を実現するため、学力観の転換にいち早く着眼して、令和元年度に「さかわ未来学構想振興計画」を策定し、ふるさとの未来を担う子どもたちのため「ふるさと力」「人間力」「未来創造力」の育成に努めてきた。

この結果、不登校の発生率の低下やふるさとを愛し貢献しようとする児童生徒の増加などの成果を挙げてきた。

この成果を一層確かなものにし、学校教育の水準を維持向上することを目指して、教職員の働き方を量による対応から質の向上に転換する。

このため、令和8年4月1日施行の「公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」を踏まえ、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために構すべき措置に関する指針」(令和8年4月1日改正以下国の指針という)の内容に即し、「佐川町立学校の教育職員に関する業務管理・健康確保措置実施計画」を定め、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立させることを目指す。

### (2) 本町における現状

佐川町では、令和2年4月1日に「佐川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第22条の2(職員の業務量の管理)として、所管する小中学校の教職員が業務を行う時間(在校時間)から所定の勤務時間を除いた時間の上限を以下のとおりとした。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に該当各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間について80時間

その上で、第3期教育振興基本計画(R4～R8)の4教育施策推進のための基盤強化(1)学校力・教職員力の向上に「校務のスリム化・最適化の推進」として位置づけ、毎月定例校長会で、全町立小中学校における校務、行事、会議、事務処理などのスリム化・最適化の協議と進行管理をするなど、教職員の業務量の適切な管理を目指してきた。

こうした取組に関わらず、令和4年度、5年度、6年度の時間外在校時間の状況は以下のとおりで、令和7年度もさらに増加する傾向にあり、減少する見通しが立っていない。

	年間360時間 (月30時間)超	月45時間以上			月80時間前後または超 複数月
		1か月以上	3か月以上	9か月以上	
4年度	59%	60%	42%	18%	10%
5年度	62%	73%	52%	20%	19%
6年度	57%	69%	60%	33%	13%
7年度	51%	62%	41%	16%	13%

主な内容①教材研究など授業の準備

③中学校では部活動

②生徒指導関係と保護者対応

④若年教員の指導・支援

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

- (1)・1箇月時間外在校時間が45時間以下の教職員の割合を100%にする  
 ・各教職員の1年間の時間外在校時間の合計を360時間以内にする

- (2)ワークライフ・バランスや働きがい等に関する目標【内は直近の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数20日をめざす

【R6:小学校17日 中学校16日】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる

【R7:9%】

## 3. 計画の期間

令和8年度～10年度

(令和8年度:取組開始→9年度:中間検証→10:検証・改善)

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

国の指針第2章第3節に示されている 服務監督教育委員会が講ずべき業務管理・健康確保措置についての本町での対応は以下のとおりとする。

### (1)町教育委員会と各小中学校における状況の把握と対応

国の指針	佐川町における対応
☆勤務状況、業務量、健康・福祉に関する状況把握	→校務支援システム、ストレスチェック、校長面談・教育長面談で把握
☆業務分担の見直しや適正化、環境整備の実施	→校長へ指導・助言し進行管理する
☆上限時間を超えた場合の管理職との面談 →検証→方策の検討→実施の支援	→管理職との面談→方策の検討→実施の支援→検証

### (2)町教育委員会と学校による業務の3分類を踏まえた業務の見直し、適正化

分	国の指針	佐川町における対応
学校以外が担うべき業務	①登下校時の見守り →保護者・地域が担う体制の構築	→学校ごとに対応 →保護者・地域に協力を要請
	①放課後の預かり活動 →学校以外が管理する体制の構築	→放課後児童クラブ、子ども教室で対応
	②放課後、夜間の校外見回り、補導時の対応 →保護者・地域が担う体制に委ねる →補導時は保護者の一義的責任とし緊急時以外は学校は対応しない	→補導育成センターと委嘱した補導員で対応 →補導員について教員への委嘱を廃止 →補導時は保護者の一義的責任とし緊急時以外は学校は対応しない
	③学校徴収金の管理 →公会計化もしくは事業者から直接購入	→振込にし、可能な限り現金を扱わない
	④地域学校協働活動の関係者間の連絡・調整 →地域学校協働活動推進員等が中心となって実施 ※教頭の責任・負担に配慮	→推進員の機能を強化 →社会教育指導員による支援強化
口教師以外	⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応 →対応体制の整備(相談窓口の設置、弁護士等の活用)	→「保護者・地域との関わりマニュアル」を確実に運用 →顧問弁護士の活用
	⑥調査・統計への回答、周知依頼などの文書等 →縮減 →デジタルの活用 →事務職員が中心となって回答	→国、県、町の調査に限定 →県に特段の縮減を要請 →タブレットの活用を推進
	⑦広報、ウェブサイト作成・管理 →事務職員が積極的に参画	→研究所DX担当指導員による支援

が 積 極 的 に 参 画 す べ き 業 務	→民間業者への委託の検討	
	⑧ICT機器、ネットワークの設備の保守・管理 →事務職員及び情報通信技術支援員が中心 となって実施 →民間事業者への委託	→研究所DX担当指導員による民間事業者 への監督により実施
	⑨プール、体育館等の施設・設備の管理 →教員は日常点検を中心 →民間事業者への委託を検討 →指定管理制度の活用を検討	→各小中学校で従来どおりの対応
	⑩校舎の開錠・施錠を機械警備、デジタル技術 で業務効率化 →管理業務の委託 →特定の職員に責任や負担を集中させない	→ALSOKに委託 →1年後に時間外縮減が進んでいない場合 は施錠・機械警備開始時間を設定
	⑪休み時間における安全への配慮 →学級担任など特定教員による対応でなく、 地域住民の支援を得つつ輪番等で負担軽 減	→支援員の定数を可能な限り確保
	⑫校内清掃 →担任は指導を中心にし、地域住民等の支援 を得る →実施回数、範囲の合理化 →輪番制など負担軽減	→床のワックスかけ、エアコン清掃の予算確 保
ハ 教 師 の 業 務 だ が 負 担 軽 減 を 促 進 す る べ き 業 務	⑬部活動 →地域展開、地域連携の推進 →部活動のガイドラインの遵守	→部活動ガイドラインの遵守を指導 →令和10年までに、原則、教員が休日に指 導を行わない体制へ移行するとの県の方 針の実現に向けて、地域展開と広域化を検 討
	⑭給食 →食に関する指導は学級担任か栄養教諭 →見守りは組織的に →支援スタッフの活用	→担任か栄養教諭が対応  →中学校は交代制で対応
	⑮授業準備 →補助的業務は校務支援員 →デジタル技術の活用	→佐川小中に校務支援員を配置 →タブレットや電子黒板を配備・活用 →研究所のDX担当指導員が活用法研修を 実施
	⑯学習評価や成績処理 →採点作業や宿題の提出状況の確認は校務 支援員に →デジタル技術の活用	→佐川小中に校務支援員を配置(再掲) →ベネッセ社の未来シードの活用促進 →紙ベースのテストやワークブックなどの副 教材を削減
	⑰行事の準備・運営 →関係機関との調整や物品の準備等は教師、 事務職員、校務支援員等との協働を促進 →必要に応じて業務委託の検討	→教師、事務職員、校務支援員等で対応 →学校地域協働本部による支援の強化
	⑱進路指導の準備 →教師、事務職員、校務支援員、専門人材と の協働の促進	→担当教師が対応
	⑲ 支援が必要な児童・生徒 →養護教諭、SCS、SW、看護職員、特別支 援教育支援員、医療・福祉の専門人材との 協働の促進 →教育支援センターや校内教育支援センター	→各校におけるケース会の充実 →研究所の教育相談員、SC、SSWが支援 →教育支援センターが支援 →教育支援センターと学校の連携強化

支援員等による効果的支援の促進 →支援体制の確保への積極的参画の促進	→LITALICOによる支援 →健康福祉課等関係機関による支援
---------------------------------------	------------------------------------

### (3) 学校における措置の推進

学校においては、本計画に即して、自校の業務量管理・健康確保措置実施計画を策定する。その際、以下の措置を推進することにより、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ①教育課程における年間総授業時数や週あたり授業時数については、計画段階で必要な時数になるよう設定する。特に標準時数を大幅に上回って(小 以上は1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ②十分な効果が見込めない活動等の見直しなどによる日課表の工夫を行う。
- ③勤務時間外の留守電話機能や電話の録音機能を活用する。
- ④教育機関向け連絡システム・スグールへの全家庭加入を目指し活用を促進する。

### (4) 教職員の健康及び福祉の確保に関する学校の取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、各校で労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む

- ①休憩時間や休日の確保に関する労働基準法等の規定を遵守する。
- ②1箇月時間外在校時間が80時間を超えた教育職員には、管理職との面談のうえ医師(町指定産業医)による面接指導を実施する。
- ③11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ④ストレスチェックを確実に実施し、実施後の集団分析の結果等を活用して職場環境を改善する。
- ⑤心身の健康の相談窓口として養護教諭を位置づける。
- ⑥長期休業中の年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、勤務の工夫する。
- ⑦令和8年度中に、定時退校日を毎週設定し、長期休業中の閉校期間を遵守する。

### 5. 計画を実施する際の留意点・努力点

- ①学校教育の取組を量の対策から質の対策に転換することにより教育の質を向上させ、目標の達成を目指す。
- ②本計画は教育委員会事務局と各校内における責任体制を明確にして実施する。
- ③学校や首長部局との密接な連携のもとに実施する。
- ④学校運営協議会など学校地域協働活動の一環として円滑な役割分担を進める。
- ⑤保護者、地域住民の参画を得ながら地域の実情に応じた運用をする。
- ⑥学校の管理職、教育職員、事務職員、支援スタッフ等の相互連携・協働を進める。
- ⑦虚偽の時間を記録し、またはさせることがあってはならない。
- ⑧業務の持ち帰りは原則として認めない。
- ⑨上限方針及び実施計画を保護者及び地域住民に周知する。

### 6. 関連する取組、フォローアップについて

- ・この計画に基づき、各小中学校ではそれぞれの業務量管理・健康確保措置実施計画を作成し、教員に周知のうえ実行する。
- ・各小中学校では、それぞれの計画を学校運営協議会へ提案・報告し承認を得、進行管理を実施する。
- ・取組の着実な実行を図るため、町立各小中学校の教職員の在校時間等の取組状況を毎月把握し、校長会で共有し、取組の改善を進める。
- ・取組の進捗を毎年度教育委員会、教育総合会議、町議会に報告するなど、取組の進行管理を着実に実施する。
- ・校務支援員、図書支援員、特別支援教育支援員の研修と待遇改善を進めながら、配置数を維持する。

- ・学校運営協議会や地域学校協働本部の取組を充実させる。
- ・各学校の状況を確認し、時間外在校時間が長時間となっている教職員がいたり、業務の持ち帰りや休憩時間の確保などについて課題が見られる時は当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、PTA総会の場面や町広報などを活用して保護者や町民の理解と協力を求める。

## 7. 取組のスケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教委	各校とPへの説明		議会へ実績報告		1学期集約				2学期集約		計画見直し	教育総合会議と議会に実績と計画見直しを説明
	取組 →											
校長会	共有				1学期集約				2学期集約		計画見直し	
各校	教職員間での共有	学校運営協議会の承認とPTAへの説明										学校運営協議会に報告
	取組 →											



国の指針 (令和8年4月1日適用)